

第 8 登録申請書記載例

目 次

1	『機械器具の概要』	-----	5 6
2	『保管庫に係る資料』『検査室に係る資料』	-----	5 8
3	『監督者名簿』	-----	6 0
4	『従事者研修実施状況』	-----	6 1
5	『作業等実施方法等』	-----	6 8
6	『作業手順等』記載例	-----	7 1

『機械器具の概要』記載例（建築物環境衛生総合管理業）

別紙 1

機 械 器 具 の 概 要

登録申請の日付と同一にする

〇〇年〇〇月〇〇日現在

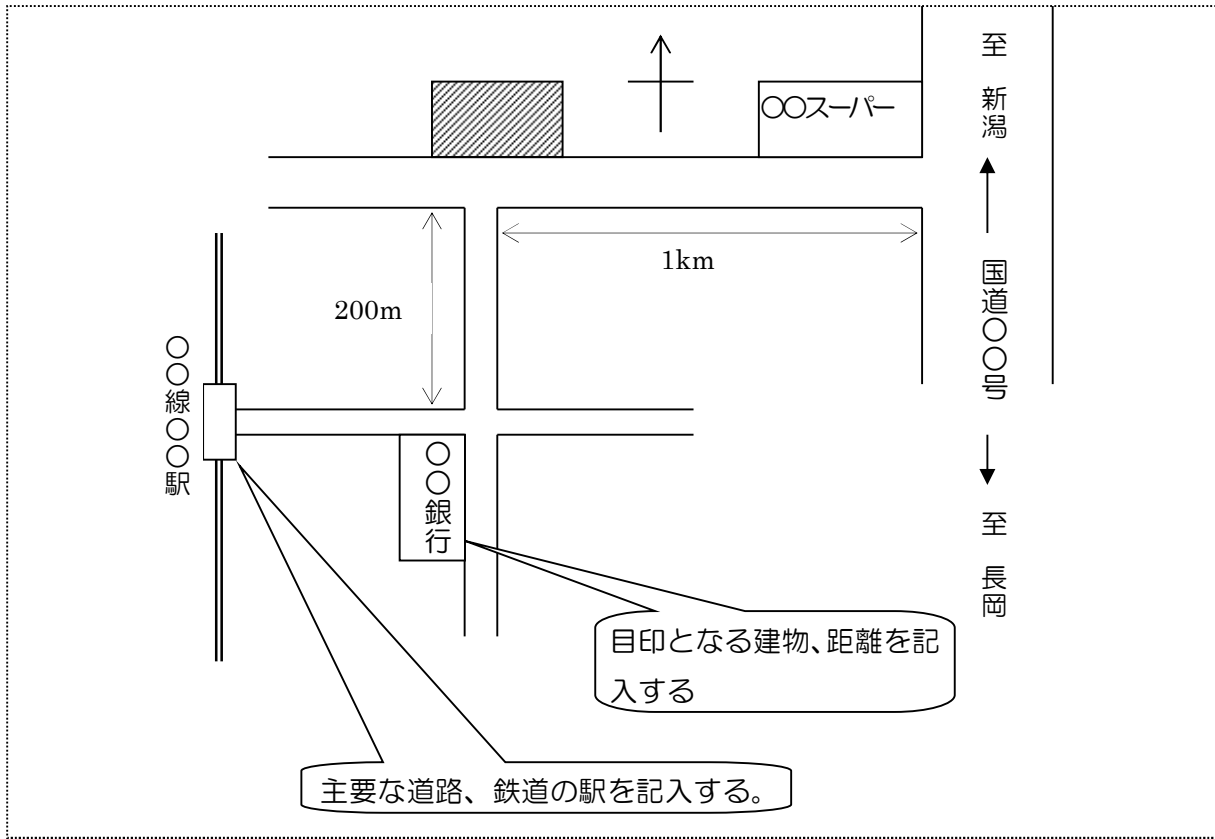
名 称	型 式	数 量	購入年月
真空掃除機	〇〇〇製 CF-V100R	5台	平成24年 2月
〃	〇〇社製 MC-700P	2台	令和 2年 8月
床みがき機	〇〇〇製 P-14H	3台	平成24年 2月
〃	〇〇〇製 P-12H	2台	〃
・浮遊粉じん量測定器	デジタル粉じん計、〇〇化学P-1	1台	平成24年 2月
・一酸化炭素検定器	真空ガス検知器、一酸化炭素検知管	一式	〃
・炭酸ガス検定器	真空ガス検知器、炭酸ガス検知管	一式	〃
・温度計	棒型	1本	〃
・乾湿球湿度計	アスマン通風乾湿計（ゼンマイ式）	一式	令和 2年 8月
・風速計	電子風速計、〇〇理化（株）	1台	平成24年 2月
・測定器固定スタンド	〇〇科学（有）	1台	〃
・残留塩素測定器	DPD法日本〇〇（株）	2台	平成24年 2月

「作業等実施方法」に記載される機械器具と整合すること。

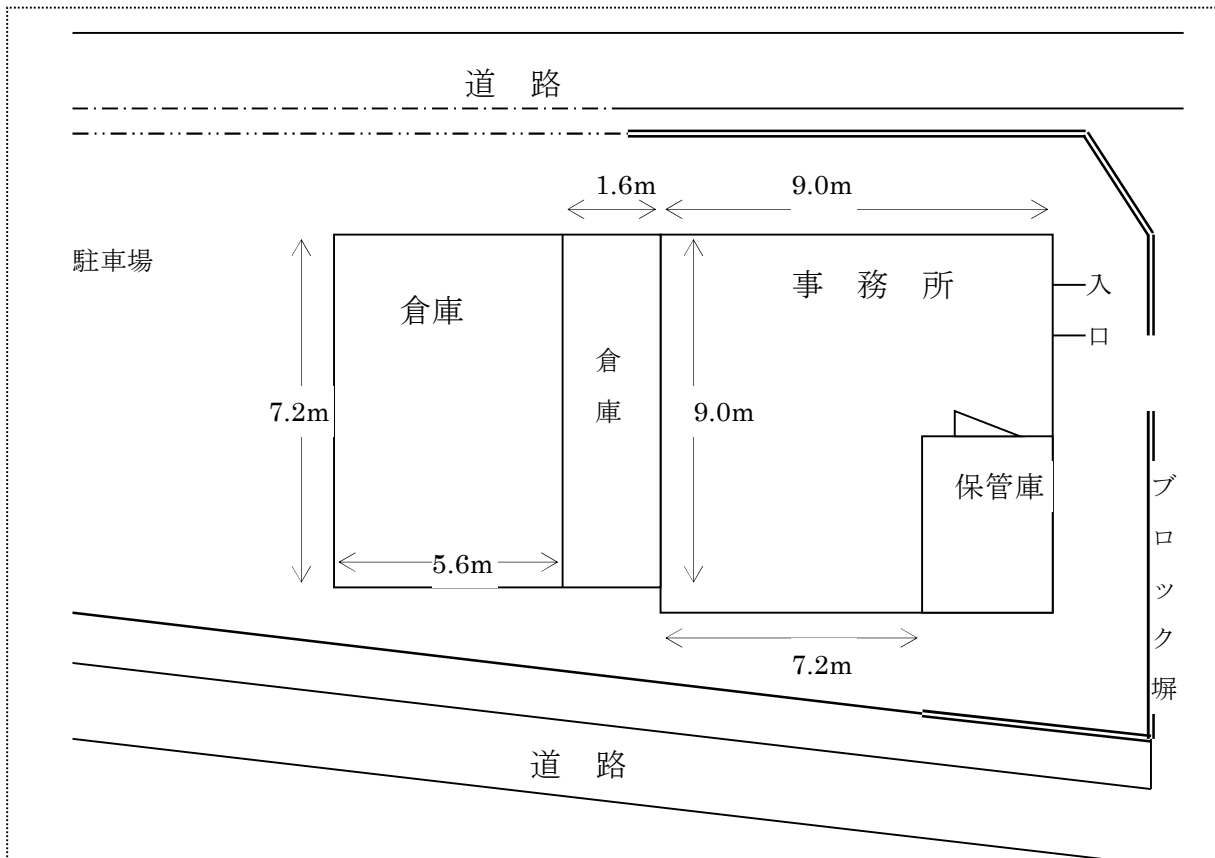
機械器具が他の者の所有であっても、借用している機械器具を長期的恒常的に占有し、かつ、自由に使用できる場合には、例外的に所有と同様に扱います。この場合は、借入年月を記入します。

『保管庫に係る資料』『検査室に係る資料』

①「施設所在地の案内図」



②「当該建物平面図」



『監督者名簿記載例』（建築物環境衛生総合管理業）

別紙2 人的要件として必要な『監督者等』について記載すること。

登録申請の日付と同一にする。

監督者等名簿

○年○月○日現在

監督者・実施者の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
統括管理者	小林 四郎 (昭和33年3月3日生)	建築物の衛生的環境の維持管理のため清掃、空気環境測定、飲料水水質検査等の統括管理を行う。	14年	建築物環境衛生管理技術者 (第12222号) 統括管理者講習修了 (第101号) 統括管理者再講習修了 (第1095号)	○年○月○日 ○年○月○日 ○年○月○日
清掃作業監督者	渡辺 五郎 (昭和48年8月18日生)	建築物の衛生的環境の維持管理のため清掃作業の監督及び従事者研修、指導を行う。	13年	ビルクリーニング技能検定合格 (第0673号) 清掃作業監督者講習修了 (第001号) 清掃作業監督者再講習修了 (第747号)	○年○月○日 ○年○月○日 ○年○月○日
空気環境測定実施者	山田 一雄 (昭和52年2月2日生)	建築物の衛生的環境の維持管理のため空気環境測定を行う。	3年	建築物環境衛生管理技術者 (第21245号) 空気環境測定実施者再講習修了 (第780号)	○年○月○日 ○年○月○日
空調給排水管理監督者	佐藤 三郎 (昭和60年9月9日生)	建築物の衛生的環境の確保のため空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の品質検査の監督を行う。	1年	ビル設備管理技能検定合格 (第11122号) 建築物環境衛生管理技術者 (第13355号) 空調給排水管理監督者講習修了 (第110号) 空調給排水管理監督者再講習修了 (第001号)	○年○月○日 ○年○月○日 ○年○月○日 ○年○月○日

監督者が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入すること。

講習受講資格を記入し、講習会は初回と最新のものについて「○○（再）講習会修了○○号」と記載する。あわせて、各々証明する書類を添付する

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（登録団体が開催する「従事者研修会」）

（建築物清掃業）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月○日	(時間) 1. 関係法令 ○分 2. 清掃作業従事者のマナー ○分 3. 清掃用機械器具の種類と使用方法 ○分 4. 清掃作業方法と資機材の使い方 ○分 5. 作業の安全と衛生 ○分 ※ (2)	山田一郎 建築物環境衛生管理技術者 (公社) 全国ビルメンテナンス協会主催清掃作業従事者研修指導者講習会受講(予定) ※ (1)	○人 (アルバイト、パート含む)	○人 (アルバイト、パート含む)

清掃作業従事者全員が受講すること。

(2) 研修の内容は、(1)の「従事者研修指導者講習会」を受講する者が各営業所で従事者研修を行う内容について記載すること。

(1) 今後1年間の研修計画については、登録団体である(公社)全国ビルメンテナンス協会が各営業所の従事者研修指導者に対し講習を行い、その講習を修了した者が、それぞれの営業所の作業従事者に対し研修を行うことを原則とする。本書面には、登録団体が行う「従事者研修指導者講習会」受講(予定)と記載する。
 なお、登録団体の証明は不要。

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（登録団体が開催する「従事者研修会」）

（建築物飲料水貯水槽清掃業）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月	<p>(時間)</p> <p>1. 関係法令 60分</p> <p>2. 貯水槽作業の安全と衛生 60分</p> <p>3. 給水設備と機器 60分</p> <p>4. 水と健康 60分</p> <p>5. 貯水槽の掃除方法 60分</p> <p>6. 貯水槽の消毒方法 60分</p> <p>7. 貯水槽の塗装方法 60分</p> <p>登録団体が開催する貯水槽清掃作業従事者研修会受講予定</p>	<p>行政担当官 学識経験者 委嘱講師</p>	○人	○人

清掃作業従事者全員が受講すること。

今後1年間の研修計画については、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講することを原則とし、本書面には登録団体が実施する「従事者研修会」受講予定と記載する。
 なお、登録団体の証明は不要。
 （本県では、登録団体である（一社）新潟県ビルメンテナンス協会又は（一社）新潟県貯水槽管理協会が、この講習会を開催している。）

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（登録団体が開催する「従事者研修会」）

（建築物ねずみ昆虫等防除業）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月	<p style="text-align: right;">（時間）</p> 1. ビルの衛生管理行政について 20分 2. 劇物、毒物の安全管理について 20分 3. 殺鼠剤・殺虫剤の使用方法について 40分 4. 機器の種類と使用方法について 30分 5. ダニの生態と防除について 40分 6. 蚊、チョウバエの生態と防除 50分 登録団体が開催するねずみ防除作業従事者研修会受講予定	行政担当官 学識経験者 委嘱講師	○人	○人

防除作業従事者全員が受講すること。

今後1年間の研修計画については、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講することを原則とし、本書面には登録団体が実施する「従事者研修会」受講予定と記載する。
 なお、登録団体の証明は不要。
 （本県では、登録団体である（一社）新潟県ビルメンテナンス協会又は（公社）日本ペストコントロール協会が、この講習会を開催している。）

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（登録団体が開催する「従事者研修会」）

（建築物空気調和用ダクト清掃業）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月	<p style="text-align: right;">(時間)</p> <p>1. ビルの環境衛生 30分</p> <p>2. 従事者の心得 30分</p> <p>3. 空気調和設備概論 90分</p> <p>4. ダクト汚染と診断手法 60分</p> <p>5. ダクト清掃の基本原則 30分</p> <p>6. ダクト清掃要領 150分</p> <p>7. 作業の安全・衛生管理 30分</p> <p>登録団体が開催するダクト清掃作業従事者研修会受講予定</p>	<p>行政担当官 学識経験者 委嘱講師</p>	○人	○人

清掃作業従事者全員が受講すること。

今後1年間の研修計画については、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講することを原則とし、本書面には登録団体が実施する「従事者研修会」受講予定と記載する。
なお、登録団体の証明は不要。

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（登録団体が開催する「従事者研修会」）

（建築物排水管清掃業）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月	<p>(時間)</p> <p>1. ビルの環境衛生と関係法令 60分</p> <p>2. 排水設備概論 60分</p> <p>3. 点検診断・検査 90分</p> <p>4. 排水設備の清掃方法 150分</p> <p>5. 業務管理一般論 60分</p> <p>登録団体が開催する排水管清掃作業従事者研修会受講予定</p>	<p>行政担当官</p> <p>学識経験者</p> <p>委嘱講師</p>	○人	○人

清掃作業従事者全員が受講すること。

今後1年間の研修計画については、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講することを原則とし、本書面には登録団体が実施する「従事者研修会」受講予定と記載する。
 なお、登録団体の証明は不要。

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（企業内研修）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月○日	(時間) 1. 関係法令 ○分 2. ○○清掃作業の安全と衛生 ○分 3. ○○清掃作業に用いる 機械器具の使用法 ○分 4. ○○清掃の方法 ○分	○○ ○○ ○○清掃作業監督者	○人	○人

清掃作業従事者全員が受講すること。

研修の内容については、登録団体が実施する「従事者研修会」と同程度のものであること。

『従事者研修実施状況（過去の研修実績）』記載例（企業内研修）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）

〇年〇月〇日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
〇年〇月〇日	(時間) 1. 関係法令 〇分 2. 〇〇清掃作業の安全と衛生 〇分 3. 〇〇清掃作業に用いる 機械器具の使用方法 〇分 4. 〇〇清掃の方法 〇分	〇〇 〇〇 〇〇清掃作業監督者	〇人	〇人

清掃作業従事者全員が受講すること。

研修の内容については、登録団体が実施する「従事者研修会」と同程度のものであること。

過去の研修実績については、新規登録の場合は過去1年間、再登録の場合は過去6年間に記載する。
 なお、過去6年間の実績について、書ききれない場合には、適宜欄を追加し、記載すること。

『作業等実施方法記載例』（建築物飲料水貯水槽清掃業）

別紙 4

登録申請の日付と同一にする。

作業等実施方法

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	貯水槽清掃作業班 〇名	〇〇 〇〇 (貯水槽清掃作業監督者)	ア) 揚水ポンプ イ) 高圧洗浄機 ウ) 残水処理機 エ) 換気ファン オ) 防水用照明器具 カ) 残留塩素測定器 キ) 色度計 ク) 濁度計
	作業に従事する作業人数を記載する。 なお、この作業に従事する全ての者が従事者研修を受講すること。		
作業手順等	別紙のとおり 作業手順については、清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理に係る基準（平成14年厚生労働省告示第117号）と合致するように、作成すること。		

『作業等実施方法記載例』（建築物ねずみ昆虫等防除業）

別紙 4

登録申請の日付と同一にする。

作業等実施方法

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	防除作業班 〇名	〇〇 〇〇 (防除作業監督者)	噴霧機（電動式SKP-12型）(1)、噴霧機（手動式TU-2型）(1)、散粉機(手動式ダスター2型) (1)、毒じ皿（プラスチック製）(20)、捕そ器（ケージトラップ）(10)、防毒マスク（有機ガス用）(3)、消火器（KSP-4H型）(1)、防じんメガネ(3)、照明器具(2)、真空掃除機(1)、調査用トラップ、実体顕微鏡
		<p>作業に従事する作業人数を記載する。 なお、この作業に従事する全ての者が従事者研修を受講すること。</p>	
作業手順等	<p>別紙のとおり</p> <p>作業手順については、清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理に係る基準（平成14年厚生労働省告示第117号）と合致するように、作成すること。</p>		

『作業等実施方法記載例』（建築物環境衛生総合管理業）

別紙 4

作業等実施方法

登録申請の日付と同一にする。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	1. 〇〇ビル班 (〇名) 2. 〇〇ビル班 (〇名) 3. 〇〇ビル班 (〇名)	〇〇 〇〇 (清掃作業監督者)	1. 真空掃除機CF-V100R型(2)、床みがき機P-14H型(2) 2. 真空掃除機MC-700P型(2)、床みがき機P-14H型(2) 3. 真空掃除機MC-700P型(2)、床みがき機P-14H型(2)
	空調給排水管理班 (〇人)	×× ×× (空調給排水管理監督者)	残留塩素測定器(1)
	空気環境測定班 (〇人)	△△ △△ (空気環境測定実施者)	浮遊粉じん量測定器P-3型(1)、真空法ガス検知器(2)、 一酸化炭素検知管FB型(50)、炭酸ガス検知管B型(50)、温度計(1)、 乾湿球湿度計アスマン通風ゼンマイ式(1)、風速計ISA-6型(1)、 測定器固定用スタンド(1)
作業手順等	別紙のとおり		

作業に従事する作業員人数を記載する。
 なお、この作業に従事する全ての者が従事者研修を受講すること。

作業手順については、清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理に係る基準（平成14年厚生労働省告示第117号）と合致するように、作成すること。

貯水槽清掃作業実施方法（作業の手順等）

貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）の清掃作業を行うに当たり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、県指導要綱等の制定の目的と趣旨を十分に理解し万全の体制を作り、実施時において下記事項を守り初期の目的遂行に努める。

第1 清掃の実施

清掃は、1年以内ごとに1回、定期に行うほか、地震、断水、減水、濁水、長期滞水、その他異常があった場合必要に応じて行う。

第2 貯水槽清掃監督者、清掃作業従事者の配置

（1）作業班の編成

貯水槽清掃作業監督者、または建築物環境衛生管理技術者等の指導監督をもとに、○名からなる作業班を編成し、清掃を行う。ただし貯水槽の規模や貯水槽、附帯機器の修理、塗装作業がある場合及びその他清掃条件等により必要に応じて調整する。

（2）貯水槽清掃作業従事者は、衛生的認識を深めるために法律等に定める研修を受け、清掃作業の技術向上に努力する。

第3 貯水槽清掃作業機械器具の使用状況と管理

（1）貯水槽の清掃作業を行うため、次の機械器具を整備する。

ア 揚水ポンプ	イ 高圧洗浄機
ウ 残水処理機	エ 換気ファン
オ 防水型照明器具	カ 残留塩素測定器
キ 濁度計	ク 色度計

（2）機械器具等は、貯水槽清掃に専用のものとし他の作業に使用してはならない。

（3）上記の機械器具等を適正に保管するため専用の保管庫をもうける。保管庫は衛生的に保管できる構造とし、独立の鍵をかけ、みだりに機械器具等を持ち出せないようにする。

（4）上記の機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じて、整備又は修理を行う。

第4 保管庫の管理責任者の氏名

機械器具等を管理する責任者（貯水槽清掃作業監督者）は ○○ ○○○と定め常に点検整備を行い、その状況を記録保管する。

第5 貯水槽清掃作業監督者・貯水槽清掃作業従事者の検便等の時期

清掃に従事する者は常に次のことに留意する。

- (1) 健康を保持し、清掃日前日の入浴、作業直前の手足などの洗浄及び消毒を励行する。
- (2) 作業員は（6ヶ月以内に1回）に検便、その他健康診断を行い、その結果を1年間保存しておく。
- (3) 病原菌の保菌者及び作業当日健康状態不良（下痢、発熱等）の者は作業に従事させない。
- (4) 検便は、 (○) ○○○○○ に依頼する。

第6 事前の点検

作業上貯水槽に合った的確な清掃を行うため、設置者等と十分打合せを行い次により事前点検を行う。

- (1) 給水施設図面等により、その構造、配管、電気配置等を確認する。
- (2) 貯水槽周辺の状況、不衛生なゴミの有無等を点検する。
- (3) マンホールの施錠の有無や汚水・雨水等浸入の有無を点検する。
- (4) 水抜管及びオーバーフロー管の吐水口空間並びに水抜管、空気抜管、オーバーフロー管等開口部の防虫設備を点検する。
- (5) 貯水槽内部に異物が沈殿し又は付着していないか等内部状態を点検する。
- (6) 貯水槽の水漏れ外壁の損傷等を点検する。
- (7) 各種機器の作動状態を点検する。
ボールタップ・満減水警報装置・フロートスイッチ又は電極式制御装置・給水ポンプ・フート弁・塩素滅菌器等
- (8) 作業場所の安全性を確認する。
- (9) 前項（1）～（8）の点検に基づき、工程表を作成する。

第7 作業準備

清掃作業に入る前に次の点に十分注意する。

- (1) 作成した工程表を、設置者等に周知する。
- (2) 塗装を必要とする場合、乾燥は天候に左右されるので強制乾燥機の準備を考慮する。（防錆塗装はJWWA規格にしたがって行う）
- (3) 貯水槽清掃作業機械器具は専用とし、使用前に必ず洗浄消毒を行う。
- (4) 代用貯水槽の設置又は、給水系統の仮設配管等にあたっては、クロスコネクション等により相互汚染を起こさないようにする。
- (5) 安全処置の確認は次のとおり行う。

- ア 酸素欠乏、有毒ガスの充満・塗装の有機溶剤中毒等の防止のための換気装置の確認を行う。
- イ 感電防止のため電気配線の安全性の確認を行う。
- ウ 塗装時、有機溶媒等による爆発事故の防止のため槽内での火気の取扱いの注意及び電気接点等の点検を行う。
- エ 作業用仮設物の安全の再確認及び作業従事者の危険防止のため防護措置の確認を行う。

第8 機械器具の洗浄と作業衣等の消毒状況

- (1) 作業衣の着用は、原則として作業現場において行う。
- (2) 専用の作業衣は消毒、クリーニング済みのものを使用する。
- (3) 槽内持込み器具、長靴等は次亜塩素酸ナトリウム50 mg/l溶液で消毒する。
- (4) 作業員は手足を石けんで洗い消毒する。

第9 清掃の手順

- (1) 受水槽の入水バルブを閉める。
- (2) 受水槽に排水弁のある場合は、弁を開き排水する。(ただし、排水開始前にマンホール蓋は必ず開放する。) 排水弁の無い場合は、揚水ポンプ(排水ポンプ)を使用して排水する。
- (3) 槽外架台、タラップ、マンホール周辺の消毒(次亜塩素酸ナトリウム50 mg/l溶液)を行う。
- (4) 清掃に必要な残水量まで排水し、排水を停止する。
- (5) 内部清掃は次の順序で行う。
 - ア 洗浄機、ブラシ等で壁面の水あか、鉄バクテリア等の除去を行う。
 - イ 槽内の給水管、その他の機器のさび落とし及び点検を行い、必要に応じて取り替え、又は補修を行う。(特にフート弁の点検は確実に実施する。)
 - ウ 槽内部の水、汚泥等を完全に除去する。
 - エ 水洗いを行う。
 - オ 槽内に作業用工具部品及び異物等の置き忘れ物の有無の点検確認をする。
 - カ 洗浄後、布等できれいにふきとり次亜塩素酸ナトリウム100 mg/l溶液で消毒し、30分以上放置する。
 - キ 2回目の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム50 mg/l溶液で仕上げ消毒を30分以上行い、消毒に用いた次亜塩素酸ナトリウムを排除するとともに、消毒終了後は貯水槽内に立ち入らない。
- (6) 槽周辺の清掃(槽外壁の洗浄、槽周囲の除草等)を行う。
- (7) 清掃作業は受水槽・中間水槽、次に高置水槽又は圧力水槽の順とする。

- (8) 消毒後30分以上経過してから水張りを実施する。
- (9) 中間水槽及び高置水槽の清掃は受水槽清掃方法に準じて行う。
- (10) 掃除によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき適切に処理する。
- (11) 貯水槽の報告書に添付する、清掃前・後の写真は確実に撮影する。

第10 使用する消毒薬剤の名称及び使用方法

消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは厚生労働省検定済の法定代用消毒薬医薬品の指定を受けたものを使用する。

第11 作業後の貯水槽の点検の手順

- (1) 配管等の空気抜きを行い、各階の末端給水栓から水が出るのを確認する。
- (2) 自動機器の正常な作動・停止を見届ける。
 - ア 警報装置の停止確認と警報停止ボタンの復帰確認
 - イ 液面制御装置の作動確認
 - ウ 揚水ポンプの自動発停確認
 - エ 塩素滅菌器の逆流止め玉弁及びサイホンブレーカーの作動状況等

第12 作業終了後次のとおり水質検査を行う。

- (1) 貯水槽満水後、貯水槽清掃作業監督者は、各階の給水栓を開放し十分放水した後給水栓末端の水について次の項目を検査し、異常のないことを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。
 - ア 濁度 2度以下（濁度計にて）
 - イ 色度 5度以下（色度計にて）
 - ウ 遊離残留塩素 0.2 mg/l以上（残留塩素測定器にて）
の含有率 （結合残留塩素で1.5 mg/l以上）
 - エ 臭気 異常でないこと（ただし消毒によるものを除く）
 - オ 味 異常でないこと（ただし消毒によるものを除く）

(2) 検体の採取と測定は出来るだけ設置者等の立会いを求めて行う。

(3) 水質検査機関による水質検査の実施

水槽の清掃完了後速やかに給水栓末端から採水し、「水質基準に関する省令の制定等に伴う水質検査の実施等について（通知）」（平成16年2月26日付け生衛第693号 新潟県福祉保健部長通知）で定める一般項目検査を行う。なお、検体の採水は原則として水質検査機関が行う。

第13 作業報告の作成の手順及び報告書の保管責任者の氏名

(1) 次の内容の報告書を作成し設置者及び行政機関にそれぞれ提出する。(5年間保存する。)

- ①建築物の名称、所在地、建物の規模
- ②建築物の所有者の住所、氏名
- ③清掃作業の年月日・天候・断水時間
- ④貯水槽清掃作業監督者の氏名
- ⑤清掃作業従事者氏名と人数
- ⑥槽の位置・材質・容量と有効容量
- ⑦槽内外の点検結果及び補修状況
- ⑧作業内容の説明
- ⑨使用薬品名と希釈濃度及び消毒回数
- ⑩塗装を行った場合は、その材料名と塗装方法
- ⑪所見（設置者への提言事項等）
- ⑫作業の前後を撮った写真と検査機関に依頼した水質検査の成績表を添付する。

(2) 清掃作業報告書の保管主任者（貯水槽清掃作業監督者）は 〇〇 〇〇〇 が行う。

第14 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

- ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
イ業務の範囲
ウ委託する期間

- ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

第15 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

防除作業手順等

1 事前調査、準備・計画等

- (1) 事前に現場調査を完全に行い、ねずみ等の発生場所、生息場所及び浸入経路並びにこれらによる被害の状況を把握し、当該調査の結果に基づき建物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行う。
- (2) 建築物内のごみの処理状況、飲食物の保管の状況を点検し、必要に応じ、ねずみ等の発生を防止するための措置を講じる。
- (3) 食料を取り扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2ヶ月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講じる。
- (4) 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講じる。
- (4) 施行法、施行期日、使用薬剤等についてビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等と十分打合せのうえ、作業工程表を作成する。
- (6) 対象種や建築構造に合わせて次の施行法のうち最適なものを選定して防除を行う。長期契約のビルについては月1回以上の定期点検を行い、その結果により防除を行う。
 - ねずみ防除
 - (1) 殺そ剤又は捕そ器によりねずみを殺す。
 - (2) 生息場所を除去し、営業材料を適切に処理する。
 - (3) ねずみの出入を防止する設備を設ける。
 - 昆虫の防除
 - (1) 発生源を除去し、発生源となる施設等を改善する。
 - (2) 薬品等により成虫、幼虫及びさなぎを殺す。
- (7) ねずみ等の防除を行うため殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めるとともに、薬剤は施錠できる保管庫等に保管する。

2 作業手順

- (1) 作業現場の準備（水槽、植木鉢、小動物その他障害物の移動、養生）
- (2) 作業の実施
 - ねずみ等の防除を行うに当たっては、次の点に留意して行う。
 - ア 防除作業を行うにあたっては、日時、作業方法等を建築物の利用者に周知徹底させ、なるべく人のいない時間に作業する。
 - イ 薬剤の散布を行うにあたっては、次の点に留意する。
 - a 作業員は適切な防護具を使用し、作業中は禁煙、食事前の手洗い、うがいの励行その他連続作業を避ける等健康管理に十分注意する。

- b 火災に対する予防措置を講じると共に什器等の汚染防止に努めるほか合成樹脂、ジュータン、紙など薬品に侵される恐れのあるものには注意し、薬品をこぼした場合はすばやく拭き取る。
 - c 薬剤散布後安全が確かめられるまでは入室を禁じる等建築物の利用を制限する。
 - ウ 食毒剤（毒餌剤）の使用にあたっては、誤食防止を図る。
 - エ 捕そ器の使用にあたっては、人に危害を及ぼさぬようにする。
- (3) 作業終了後の点検、後始末
- ア 仕かけた殺そ剤が残った場合は必ず直ちに回収し、殺虫剤等使用後残った薬液は容器に回収する。
 - イ ねずみ等の死がい焼却その他衛生的な方法で処理する。
 - ウ 作業衣、使用器具は防除作業専用のもとし、他のものと区別して保管、洗浄を行い、汚染防止に努める。
 - エ 必要に応じ、強制換気や清掃等を行う。

3 効果の判定、報告

- (1) 防除作業実施後の効果判定は必ず行い施行の適否を確認する。防除の効果が認められない場合はその原因を確かめ、事後の作業計画策定の参考とすると共に必要に応じ再度防除作業を行う。
- (2) 点検、防除作業を実施したときは、実施年月日、作業内容、実施者名、使用薬剤等を記載した報告書を作成し、ビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者等に報告し、その控えは防除作業監督者 〇〇 〇〇〇 が保管し、その保存期間は5年間とする。

4 機械器具、薬剤の保管、点検、記録

- (1) 機械器具、殺虫、殺そ用薬剤は施錠できる専用の保管庫に保管し、防除作業監督者 〇〇 〇〇〇 が管理する。
- (2) ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

- (1) 業務を委託する際の手順
 - ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア 受託者の氏名（法人にあつては名称）、住所
 - イ 業務の範囲
 - ウ 委託する期間

- ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。
- (2) 業務の実施状況の把握方法
- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、防除作業及び防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
 - ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

清掃作業手順等

1 清掃作業計画及び清掃作業手順書

- (1) 清掃作業の計画にあたっては、当該建築物の用途、使用状況、清掃区域の面積、使用建材等を十分調査し、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等と作業計画について綿密な打合せを行い、作業基準（清掃区域別の掃き拭き、掃除機掛け、作業法）及び作業工程（機械器具、資材の適正数量、従事者数及び実施の日時、回数）を設定し、年間作業計画表及び作業手順書を策定する。
- (2) 作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

2 清掃作業の実施

清掃作業は、年間作業計画及び作業手順書に基づいて作業の安全、従事者の健康管理を配慮し、次の点に留意し、的確に実施する。

- (1) 日常清掃にあつては、当該建築物内の清掃の保持に努める。
- (2) 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗装の状況を点検し、必要に応じ補修、再塗装等を行う。
- (3) 清掃に用いる洗剤、床維持剤の使用にあつては、床仕上剤等の建材の特性に適合したものをを用い、その使用及び管理を適切に行う。
- (4) カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜きを行い、洗剤を使用した場合は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。
- (5) 6ヶ月以内ごとに1回定期に行う清掃については、家具の背後、階段の裏、内壁、高所、天井裏等、日常清掃のおよびにくい箇所及び照明器具、ブラインド、カーテン等の汚れの状況を点検し必要に応じ除じん、洗浄を行う。
- (6) 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- (7) 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の規定により適切かつ速やかに処理する。

3 作業結果の報告等

- (1) 作業実施の結果は、実施の日時、場所、作業内容、回数、従事者名等を報告書にまとめビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者に報告する。
- (2) 報告書の控は清掃作業監督者 〇〇 〇〇〇 が保管し、その保存期間

は5年とする。

4 清掃用機械器具等の保管、点検、記録

(1) 真空掃除機、床みがき機その他の掃除用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、責任者を定め、次の点に留意して定期的に点検し、必要に応じ整備、取替え等を行う。

ア 機械器具の機能が著しく劣化していないこと。

イ 洗浄タンク、汚水タンクの漏れ及び油漏れがないこと。

ウ 真空掃除機のフィルターが目詰まりを起こしていないこと。又著しく劣化していないこと。

エ 保管庫内が整頓きれ、清潔でねずみ等が生息あるいは出入していないこと。

(2) 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、次の点に留意して点検し必要に応じ補修、消毒等を行う。

ア 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備が清潔に保たれ、かつ、当該建築物において発生する廃棄物を適正に処理する能力を維持していること。

イ 著しい臭気、ほこり及び排煙等の発生がないこと。

ウ ねずみ等が生息あるいは出入していないこと。

(3) 点検、整備の記録

清掃用機械器具、保管庫、廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他処理設備の点検、整備について実施年月日、点検整備の結果、実施者名等を記録し、5年間保存する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。

ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所

イ業務の範囲

ウ委託する期間

・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、清掃作業及び清掃機械器具等の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。

・報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

空気環境測定の実業手順等

1 測定計画

空気環境測定にあたっては、当該建築物の用途、構造、面積等について事前に調査し、建築物環境衛生管理技術者と綿密に打合せのうえ測定計画（測定回数、測定場所、測定時刻及び測定項目）を策定する。

2 測定の基準

測定は、次の基準による。

- (1) 最低2か月以内ごとに1回とする。
- (2) 1測定点を1日2回測定することを標準とする。
- (3) 測定点は測定対象面積（空調対象面積）500～600㎡に1点とし、各階に1点以上とする。

3 測定実施の方法

- (1) 作業の安全について次の点に十分注意する。

- ア 測定機器の移動の際の衝突、落下防止等
- イ 測定中の電源コードによる感電、検知管等のガラス破片による切傷防止
- ウ 測定作業中その周辺における第三者への危険防止

- (2) 準備

- ア 測定にあたっては、所定の作業衣を装着する。
- イ 測定機器固定用スタンドに機器を安全、確実に設置する。
- ウ 室内管理者に測定について説明し、入室許可を得る。
- エ 測定開始前に必ず測定用機器の点検、校正等を行い、これらの記録は空気環境測定実施者が保管する。

- (3) 測定方法

- ア 測定位置は、居室中央部の床上75cm以上150cm以下とする。
- イ 測定は始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点で行う。
- ウ 一酸化炭素、二酸化炭素、浮遊粉じん量の測定値は（3）－イの2回の測定値の平均値をもって1日使用時間中の平均値とする。
- エ 一酸化炭素、二酸化炭素含有率は不完全変色の始点で判読する。
- オ 測定項目及び方法

温度及び湿度	〇〇社製アスマン通風ゼンマイ式使用
気流	〇〇社製〇〇型 風速計使用
一酸化炭素含有率	3分吸込 〇〇社製〇〇型真空法ガス検知器使用
二酸化炭素含有率	5分吸込 〇〇社製〇〇型真空法ガス検知器使用

浮遊粉じん量 1分吸込 ○○社製○○型使用

カ 測定中に基準値を超える異常値を測定した場合は、直ちに再測定を行い、原因を確認しておく。

4 測定結果の記録、報告等

ア 測定結果は集計、記録し、建築物環境衛生管理技術者に報告する。この場合測定結果に異常がある場合は直ちに報告すると共に適切な措置がとれるよう具体的に記述しておくものとする。

イ 報告書の控は、空気環境測定実施者 ○○ ○○○ が保管し、5年間保存する。

5 測定機器の管理

ア 測定機器について、定期的に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

イ 浮遊粉じん量測定機器は年1回厚生労働大臣登録機関により較正を受ける。

6 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。

ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所

イ業務の範囲

ウ委託する期間

・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。

・報告を受けた実施状況について記録保管する。

7 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

(1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画

(2) 24時間対応できるような行動計画

飲料水水質検査の作業手順等

1 水質検査の実施

- (1) 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同表の下欄に掲げる方法により行う。
- (2) 飲料水を十分放流した後末端水栓から採水し、色及び濁りの異常を観察、残留塩素測定器により残留塩素の量を測定する。
- (3) 残留塩素の測定は、7日以内ごとに1回定期に実施する。
- (4) 水質検査は、試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存する。
- (5) 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管する。

2 検査結果の記録、報告等

- (1) 検査結果は、日時、採水の場所、測定結果及び従事者名を記録し、ビル管理者又は建築物環境衛生管理技術者に報告する。この場合異常と認めたときは直ちに報告すると共に適切な措置がとれるようその内容を具体的に記述しておくものとする。
- (2) 水質検査の結果報告書は、管理者 〇〇 〇〇〇 が保管し、5年間保存する。

3 検査室

- (1) 検査室は、 〇 〇 〇 〇 が保管する。
- (2) 検査室は、必要に応じ整理、清掃を行う。

4 水質検査に用いる機械器具等の点検、記録

- (1) 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- (2) 水質検査に用いる機械器具その他の設備についての点検等の記録を機械器具その他の設備ごとに整理して保管する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

- (1) 業務を委託する際の手順
 - ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
 - イ業務の範囲

ウ委託する期間

- ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

ダクト清掃作業手順等

1 ダクト清掃作業計画

ダクト清掃作業の計画にあたっては、当該建築物の用途、使用状況、清掃区域の面積等を十分調査し、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等と作業計画について綿密な打合せを行い、作業基準及び作業工程（機械器具、従事者数及び実施の日時、回数）を設定し、清掃作業計画表を作成する。

2 清掃作業の実施

清掃作業は、年間作業計画に基づいて作業の安全、従事者の健康管理等を配慮し、次の点に留意し、的確に実施する。

- (1) 清掃を行うにあたっては、ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行う。
- (2) 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行う。
- (3) 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認する。
- (4) 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認し、粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずる。
- (5) 清掃によって排出されるごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の規定により適切かつ速やかに処理する。

3 作業結果の報告等

- (1) 作業実施の結果は、実施の日時、場所、作業内容、回数、従事者名等を報告書にまとめビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者に報告する。
- (2) 報告書の控は清掃作業監督者 〇〇 〇〇〇 が保管し、その保存期間は5年とする。

4 清掃用機械器具等の保管、点検、記録

ダクト清掃作業に用いる機械器具その他の設備について定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行い、整備について実施年月日、点検整備の結果、実施者名等を記録し、5年間保存する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

- ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
 - イ業務の範囲
 - ウ委託する期間
- ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

排水管清掃作業手順等

1 排水管清掃作業計画

排水管清掃作業の計画にあたっては、当該建築物の用途、使用状況、清掃区域の面積等を十分調査し、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等と作業計画について綿密な打合せを行い、作業基準及び作業工程（機械器具、従事者数及び実施の日時、回数）を設定し、清掃作業計画表を作成する。

2 排水管清掃作業の実施

排水管清掃作業は、清掃作業計画に基づいて作業の安全、従事者の健康管理等を配慮し、次の点に留意し、的確に実施する。

- (1) 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行う。
- (2) 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し清掃の効果を確認する。
- (3) 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずる。
- (4) 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する。

3 作業結果の報告等

- (1) 作業実施の結果は、実施の日時、場所、作業内容、回数、従事者名等を報告書にまとめビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者に報告する。
- (2) 報告書の控は清掃作業監督者 ○○ ○○○ が保管し、その保存期間は5年とする。

4 排水管清掃用機械器具等の保管、点検、記録

- (1) 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- (2) 排水管の清掃に用いる機械器具等の保管庫については、責任者（排水管清掃作業監督者） ○ ○ ○ ○ が保管し、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- (3) 排水管の清掃機械器具、保管庫並びにその他の設備の点検、整備について実施年月日、点検整備の結果、実施者名等を記録し、5年間保存する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

- ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
 - イ業務の範囲
 - ウ委託する期間
- ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

空気の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の作業手順

1 方法

(1) 空気調和設備の維持管理を次に定めるところにより行う。

- ① 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
- ② 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。
- ③ 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行う。
- ④ ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
- ⑤ 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。
- ⑥ 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん剤、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検する。
- ⑦ 自動制御装置について、隔測湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検する。

(2) 機械換気設備の維持管理を次に定めるところにより行う。

- ① 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
- ② ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
- ③ 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。

(3) 貯水槽等の給水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- ① 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- ② 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行い、貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の項目の検査を行い、基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2 mg/l 以上、 結合型残留塩素の場合は1.5 mg/l 以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- ③ 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ④ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ⑤ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ⑥ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- ⑦ 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の温度を均一に維持する。
- ⑧ 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ⑨ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- (4) 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。
- ① 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- ② 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ③ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気口に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ④ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ⑤ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- ⑥ 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。

- ⑦ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- (5) 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。
- ① トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。
- ② 排水管及び通気口について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ③ 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷・き裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ④ フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- (6) 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期に行うとともに、給水栓における飲料水の水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。

2 作業結果の報告等

- (1) 空気の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の作業実施の結果は、実施の日時、場所、内容、回数、従事者名等を報告書にまとめビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者に報告する。
- (2) 報告書の控は空調給排水管理監督者 〇〇 〇〇〇 が保管し、その保存期間は5年とする。

3 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

- (1) 業務を委託する際の手順
- ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
イ業務の範囲
ウ委託する期間
 - ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。
- (2) 業務の実施状況の把握方法
- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
 - ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

4 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例